

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成30年9月19日（水） 午前10時00分～午前11時20分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 利盛、 4番 浅岡 保夫、 6番 黒川 美克、
11番 神谷 直子、 12番 内藤とし子、 14番 鈴木 勝彦、
16番 小野田由紀子
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 杉浦 康憲、 7番 柴田 耕一、 8番 幸前 信雄、
9番 杉浦 辰夫、 13番 北川 広人、 15番 小嶋 克文
市民2名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、人事GL、総合政策GL、ICT推進GL、
福祉部長、地域福祉GL、地域福祉G主幹、健康推進GL、
介護保険・障がいGL、福祉まるごと相談GL、
こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営GL、学校経営G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- (1) 議案第61号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第64号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
- (3) 議案第65号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (4) 議案第66号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第4回）
- (5) 議案第71号 平成30年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- (6) 陳情第8号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情
- (7) 陳情第9号 小中学校の全教室にエアコンの設置を求める陳情
- (8) 陳情第10号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
- (9) 陳情第11号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
- (10) 陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により、傍聴を許可しましたので御了承願います。

ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る9月7日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案5件、陳情5件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。

それでは、当局の方から説明を加えることがあれば、説明をお願いします。

説（企画部） 特別ありません。

《議 題》

（1）議案第61号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（12） 議案第61号ですが、IT工房くりっくの設置管理をこれまでは、10時から午後1時まで、または午後1時から4時までの利用が100円であったのが、今度は1日、高校生は1日200円、小学生が1日100円に

改正になるという案なのですが、このくりっくが、何でこの午前中、午後別々に計算していたのを1日にしたのか、それから1日使えるというのが、年間どれぐらいあるのか、そのあたりをお示しください、まず。

答（健康推進） I T工房くりっくは、高齢者が持つ技術を発揮できる介護予防拠点施設でありまして、パソコンを通じて活発な交流が行われてきております。

このたび、高浜小学校等整備事業の実施に伴いまして、地域交流施設へ移転することによりまして、小学生がパソコンの指導を受けることを目的に利用することが想定されるようになりました。そこで、ものづくり工房あかおにどんと同様に、小学生及び中学生の料金体系を設けさせていただきまして、小学生と高齢者による世代間交流を促すことを考えております。

また、くりっくにつきましては、毎週水曜日、土曜日、日曜日が利用日となっておりますので、午前10時から午後4時までの間、1日を通して御利用することは可能でございます。従来は、半日という規定を設けておりましたのは、高齢者の皆様を中心に、パソコンの御利用は1日を通して、なかなかやられることはないだろうということで、半日で区切って、料金は規定をしておりました。

問（12） 水曜日、土曜日、日曜日が使えるというお話なのですが、水曜日は、小学生とか中学生とか高校生とか、学校もあると思うんですが、これは、一般の方が空いているというか、時間があるという意味なのか、そのあたりをお示しください。

答（健康推進） もともと、このI T工房くりっくの運営につきましては、N P O法人くりっく高浜さんをお願いをしておりまして、現在、34名のスタッフの皆様で、交代で運営をいただいております。

現在、水曜日、土曜日、日曜日のオープンとなっておりますので、場所を移転後も、同様の曜日、同様の時間で開設してまいりたいと考えております。平日の日中の利用につきましては、やはり一般の主に高齢者の方を対象に開設をするということでございます。

問（12） そうすると、今のお話ですと、水曜日なんかは、一般の学生

さんは、よっぽど何かない限りは使えない。それから、土・日はよっぽどいいわけですけれども。それと、くりっくが今まで青木町の元家具屋さんの所でやってみえたんですが、あそこは、そのあとはどういうふうになるんでしょうか。

答（健康推進） まず、水曜日の利用につきましては、子供さんは、授業のある場合は、当然利用できませんけれども、夏休みや冬休みといったお休みの期間であれば、水曜日にも御利用いただけると考えております。

また、現在のくりっくにつきましては、土地・建物ともにお借りをしておりますので、今年度末をもちまして、オーナーさんのほうにお返しをするということで、話はまとまっております。

問（12） そうしますと、くりっくの中には、家庭的保育もやっているんですが、ちょっとこれ違うと思いますが、家庭的保育は、どのようになるんでしょうか。

答（こども育成） 議案とは直接関係ないんですが、お答えいたします。今、現場のほうで伺っておりますのは、家庭的保育あいあいさんが、このくりっくの中で一緒に保育をしていらっしゃいますが、引き続き、この場所をお借りして、直接、大家さんとあいあいさんが契約をされて、継続して使われるというふうに伺っております。

委員長 ほかに。

問（11） I T工房くりっくは、高浜市介護予防拠点施設となっておりますが、これ、議案第62号で高浜市地域交流施設と合併され、同拠点になるんですけれども、これはそのまま介護予防拠点とされていくのでしょうか。

答（健康推進） 今回、設置の場所が、高浜小学校の中の地域交流スペースに移りますが、介護予防拠点施設として、今後も位置づけをしてまいります。

問（11） 先ほど12番委員が、その曜日、平日は子供が使えないみたいな話をされていましたが、今後、小学校とかでプログラム教育が導入されるに当たり、こういった拠点を学校が終わってから、そのお隣にあるので行けるような、例えば、夢・未来塾とかみたいな形のを平日でここ

の I T 工房くりっくさんでプログラム教育みたいなことをやるよ、みたいな計画はあるのでしょうか。

答（健康推進） I T 工房くりっくにつきましては、今、実際にくりっくの担い手さんからは、学校に移ることによって、子供さんがパソコンに興味を持って利用されるのではないかと。ぜひ、学校ともコラボレーションしたいというお話はいただいていますし、学校のほうもプログラム教育を行う中で、くりっくさんのお力を借りたいというようなお声も出ておりますので、今後、その連携については、双方で協議をしまして、上手くコラボレーションをできる方向を探っていきたいと思っております。

問（11） プログラム教育と一概に言っても、すぐにパソコンではなくて、あかおにどんのように、手づくりで何か仕組みを考えることもプログラム教育の一環に入ると思いますので、あかおにどんさんとくりっくさんと、いろいろ子供たちのために広がっていくような教育をお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

問（12） 学校の中に、常に一般の方が入るということで、以前から心配がされているんですが、そういう面では、この地域交流施設、どのような区分けがされているのか。

委員長 内藤委員、議案の内容が違いますので、明日、質問を行ってください。

ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第61号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第64号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（14） この多目的広場は、今年の7月1日に第1の会場が設置されて、利用開始がされて、やっと第2の施設も利用ができるようになったということでありまして、どんな利用を想定しているのか、お考えがあればお伺いしたいと思います。

答（文化スポーツ） 多目的広場2の利用をどのような利用を想定しているかということをごさいますけれども、昨年7月に供用開始をしました多目的広場1は、主にスポーツ利用が中心でございましたけれども、多目的広場2につきましては、正に多目的の利用を想定しております。例えば、地元の団体の皆さんによるイベントの場ということもありますし、一般の市民の方がボール遊びや散歩、体操といったレクリエーションの場。それから、スポーツの大会などで、例えば多目的広場1と一体で利用する、そんなようなことも想定されるのではないかと考えております。

今回、使用料の規定を設けさせていただいておりますけれども、多目的広場は、基本的にはどなたでも使えるということですが、その場所を貸し切りにする場合には、この使用料が発生するというので、進めてまいりたいと思います。

問（14） 占有的に使う場合は、申し込みをして、時間貸しをして、空いてれば、誰が使ってもいいということによろしいですね。

答（文化スポーツ） 委員のおっしゃるとおりでございます。

問（14） 大変いい場所ができたなあと考えておりますので、せっかく利用できる場所ができた以上、利用者にどのような、こういう利用方法がありますよというような利用方法の周知というものをどんなふうに考えておられるのか、お伺いします。

答（文化スポーツ） この高浜芳川緑地の整備や利活用に当たりましては、主な利活用団体であります、芳川町町内会さん、それから渡し場かもめ会さん、あるいは各種スポーツ団体さん、さまざまな団体の方を交えながら、高浜芳川緑地の利用の検討会議ということを長年、重ねてまいりました。

その会議の中で、多目的広場の整備の進捗状況を常に情報発信させていただいたり、また、10月から利用できる予定で準備を進めている、そんなことも情報発信をさせていただいております。

それから、今後の予定としましては、広報の11月1日号を予定しておりますけれども、多目的広場2だけではなくて、1の利活用を含めて、緑地の全体の利活用について、記事を掲載してまいりたいというふうに考えております。

それから、また多目的広場1で、貸切りの利用をされる方、そういった申し込みの際にも、多目的広場2がオープンになったということも周知してまいりたいと考えております。

問（14） 当然、1・2が利用可能になれば、それだけの集客があるわけですので、集客というか、利用者があるわけですので、駐車場もそれだけの確保をしなきゃいけないかなと思っておりますけれども、今、整備を進めようとしている駐車場は何台とめられるのか。もし大きな大会がきたときには、かなりの競技者なり、観客なりの台数が見込まれると思いますので、もし不足した場合の対応策をどう考えておられるのか、お伺いします。

答（文化スポーツ） 駐車場の台数ということでございますけれども、現在、60台程度を想定しております。

当面は未舗装ということで、土が安定するまでの間は、しばらく現状のままでございますけれども、一定の時期が来ましたら、県の工事のほうで舗装工事のほうを行っていただけると伺っております。

この駐車台数の算定に当たりましては、当然、敷地面積も限られているという中で、最大需要に合わせるのではなく、日常の利用の件数、人数等を想定して、60台ということではじいたものでございます。今年度の利用実績を見ておりますと、1件当たりの利用人数が大体30人程度ということですので、当然、車でおみえになる方、自転車でおみえになる方、さまざまいらっしゃると思いますので、2のほうオープンしても、日常の利用であれば、対応可能と考えております。

ただ、委員おっしゃるように、大会などの大きな規模ということにな

りますと、60台では不足するというございますので、その点につきましては、基本的には主催者の方で近隣の駐車場をお借りいただくなど、そういう手配をお願いしたいと考えております。

問（14） これはお願いですけれども、きょうは担当者が違うので申しわけないんですけれども、当然、1・2の利用が可能になれば、それだけのお客さんがアクセスで、道路利用もかなり多くなるだろうと思いますので、そういうアクセスの県との協議もかなり大変かと思っておりますけれども、ある程度計画を持って、この年度ぐらいいまでは県と協議をして、駐車場の利用をする競技者、観客の皆さん方に満足とはいかないにしても、ある程度のアクセスできるような道路整備のほうを進めていってほしいなど、そんなふうに思っております。

ということで、駐車場のほかにワークショップを2・3回、もうやられていると思っておりますけれども、当然、駐車場の話も出ておりますし、ほかにもいろんな意見を伺っていると思っておりますので、そのワークショップの中で出た課題、何かありましたら、お教え願いたいと思っております。

答（文化スポーツ） ワークショップの中で出た意見・課題ということでございますけれども、多目的広場2が完成したことによって、正に市民の憩いの場のほうが出来上がったという中で、今回、2の供用開始に合わせて、防犯灯のほうも整備がされております。

その中で、多目的広場ですが、その周辺でウォーキングやランニングをされる方というのがたくさんいらっしゃいますので、当然、日中だけではなく夜間も楽しまれる方もいらっしゃる中で、照明の問題とういうことが課題として挙がっております。

点灯につきましては、自動で暗くなると点灯するという事なんですけど、では、消灯時間、どうしたらいいのかという中で、検討のメンバーの中でいろいろ御意見をいただきまして、近隣の環境ですとか、防犯上の観点、そういったことを考慮しまして、当面は、夜10時消灯ということにしていこうということで、協議をさせていただいております。

問（14） それでは、次は図工室の話を見せていただきたいと思っておりますけれども、ここには目的外使用に係る使用料ということですが、

どういうことを想定されているのか、教えていただければお願いします。

答（健康推進） 隣接をいたします、ものづくり工房あかおにどんの一体利用を考えております。ものづくり工房室には、あかおにどんの事務所と、それから旋盤を初めとしました、大型の機器を設置させていただきます。

よって、利用者さんが実際に木工品などの物づくりを体験していただくのは、お隣の図工室という形で、一体利用を考えております。

問（14） 利用する場合の使用料の扱いはどうなりますか。

答（健康推進） 使用料につきましては、あかおにどんの所管部署であります、健康推進グループが負担することといたしております。

問（14） 今お伺いすると、あかおにどんと一体で利用するよ、という想定をされているようですけれども、当然、あかおにどんは学校に移転したわけですので、今までとちょっと使い方が違うのかなと思いますけれども、今後、どういう想定をされているのか。先ほどもちょっと質問されていましたが、取り組みの想定をどういうふうに考えているのか、お聞かせ願います。

答（健康推進） あかおにどんの担い手さんから、今後、子供さんの利用がふえるということを期待しておりまして、ぜひ、学校と連携した事業展開をしていきたいということを申しております。

また、学校の先生方からも、このあかおにどんが来てくれることによって、木工の指導等を有効に授業の中で生かしたいというお話も聞いておりますので、今後、具体的に、どんな取り組みができるかということ協議してまいりたいと考えております。

問（14） わかりました。では、図工室は、あかおにどん以外の利用もできるということよろしいですか。一般利用はできるということ、よろしいですか。

答（文化スポーツ） あかおにどん以外の利用も可能となっております。

意（14） 何かと、その公共施設を少し整備したおかげで、文化の衰退だとかという御意見も伺う節がありましたけれども、こういうものを活用して、文化の醸成に向けて、また、いろいろお考えを巡らせていただ

きまして、子供からお年寄りまでの、文化に親しむ施設にしてほしいなと、そんなふうに考えておりますので、よろしく、利用の推進をお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

問（12） 今のところの図工室の関係ですが、一般の方たちが地域交流施設を使っていて、図工室も合わせて使いたいといっても、子供たちが図工室を使っている間は使えないと。そうすると、一般の平日は抜いておいて、土・日ぐらいになるかと思うんですが、そういう考えでいいんですか。

答（健康推進） 図工室の利用につきましては、やはり学校の授業が優先でございますので、学校側と今、協議をしております、平日でも空いている時間帯、例えば、月曜日の午前とか、午後とかいうような形で、空いている時間帯があれば、ぜひあかおにどんを開設させていただきたいという申し入れはいたしております。

問（12） でも、午前中2時間目に学校側が使うよと、そういったときに、逆にその空いた時間にしか使えないわけですから、その間に図工室でやれることならいいですけども、その時間が、図工室を使っていて、時間が延びちゃったといいますか、そういう場合に、次の子供たちが使うのに部屋を散らかしておいてはいけないわけですから、そういう面では、非常にこう使い勝手が悪いというか、子供たちの授業の邪魔になる面も出てくるんじゃないかと思うんですが、その点では、どのように考えてみえるんですか。

答（健康推進） あくまで図工室の利用は、先ほど申し上げましたとおり、学校の授業が優先でございますので、私どもとしては、半日単位で空いている時間帯があれば、ぜひ使わせていただきたいということを申し上げます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第64号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第65号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(12) 参考資料を見ますと、第6条関係に「代替保育の提供に係る連携協力を行う者を適切に確保することをもって、これに代えることができる」というふうになっていますが、これをちょっと詳しくというか、説明をお願いします。

答(こども育成) 議案第65号の関係の新旧対照表が13ページにございますが、そちらに書かれておることは、少し細かい内容でございますので、御説明してまいりますけれども、第6条のところでございますが、第2項に新たに設けられております、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に書かれておる要件を満たすと認めるときは、この前項第2号の規定を適用しないことができるということ、いわゆる連携施設を設けなくてもいいということ、ございまして、各号で、第1号・第2号ということ、家庭的保育事業者との連携協力を行う者との間で、役割分担、責任の所在がということで、保育を実施するに当たって、十分に連携をしていただくような施設を確保している、もしくは自分のところで、しっかりと体制が整えられていると、そういったようなことがございすれば、この、いわゆる連携をする事業者を定めなくてもいいというような内容でございます。

委員長 ほかに。

問(12) ちょっとわかりにくかったんですが、その連携協力を行う者を適切に確保すること。ちょっとこのあたりが、さっきの新旧対照表よりもこの参考資料に書かれているのを見ると、こういうふう書かれているわけですが、ちょっと、このあたりがわかりにくいもんですから。

それと、第16条関係で、食事の提供の特例のところ、一定の要件を

満たす事業者からの食事の外部搬入を可能とすることとする。一定の要件を満たす事業者からの食事の外部搬入、今も外部搬入をやっていると思うんですが、このあたりのことについて、ちょっとお示してください。

答（こども育成） 前半の説明がわかりにくいということでございましたが、家庭的保育という事業の性質から、非常に小規模で実施をされております事業ですので、なかなか家庭的保育者の体調不良だとか、御都合等で自分のところだけで上手くこう、回っていかないようなケースが、これは一般論で、全国的に見たときには、そういった事例があるという中で、そこをしっかりと助けていただけるだけの体制を、協力者が必要だというような趣旨で、そもそもでいきますと、いわゆる連携施設というものを設定する必要があるんですけども、それをもう少し緩和をして、連携施設とまでもしなくても、協力体制の整うところがあれば、それでいいですよ。そういう意味合いでございます。

2点目の給食の外部搬入につきましては、この規定につきましては、家庭的保育者が居宅で実施する場合を規定しておるものでございますので、現在、高浜市内では、家庭的保育を個人の居宅でやっておる事業はございませんので、該当にはならない内容でございます。

委員長 ほかに。

問（11） 現在は、その該当する施設はないとのことですが、緩和することによって、今後、そういった施設を手を挙げる方はお見えになるのでしょうか。

答（こども育成） 可能性の問題ですので、実際にどうかっていうのは保証しかねますが、我々の考えるところでは、この規定が緩和されたことによって、高浜市内で新たに事業者がふえるというような想定は、しておりません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第65号の質疑を打ち切り

ます。

(4) 議案第66号 平成30年度高浜市一般会計補正予算(第4回)

委員長 質疑を行います。

問(16) 67ページ、3款2項3目、子ども・子育て会議運営事業のところ、全体では258万2,000円計上・補正がされておりますけれども、これは、会議の追加ということで補正が組まれたのか。

それから、会議の構成メンバーですけれども、これは引き続き、変わっていないでしょうか。それをちょっと、お伺いしたいと思います。

答(こども育成) それでは、子ども・子育て会議運営事業についてお答えいたします。今回の補正予算で計上させていただいております内容は、この平成27年から平成31年までの5カ年計画に続く、新たな平成32年度以降の5カ年計画、子ども・子育て支援事業計画を策定するための費用として計上しております。主な内容は、こちらに書いてございますとおり、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料ということで、平成30年度につきましては、アンケート調査を実施するための委託料と、これに加えまして、この内容を子ども・子育て会議で協議をしていただくために、会議を追加して開催する費用という内容でございます。

子ども・子育て会議のメンバーにつきましては、基本的にはこれまでのメンバーに変わりはありませんが、充て職で一部、職が変わった方については、変わられる方もございます。以上です。

問(16) 5年間で、32年度から新たな計画によって推進がなされるということでございますけれども、27年4月からスタートしまして、3年半が経過しましたけれども、計画の進捗状況とか、そういったことはどのように捉えてみえますか。

答(こども育成) 計画の進捗状況ということでございますけれども、既に一般質問等でも御答弁させていただいておりますとおり、市の、主には保育サービスの事業計画でございますので、待機児童ゼロを目指して進めてきておる内容でございますが、残念ながら、今年度4月1日現

在では待機児童19人ということで、このあと、高取幼稚園と高取保育園の民営化、認定こども園化、それから高浜幼稚園の民営化、認定こども園化等々によりまして、この計画を進め、達成できるように進めてまいりたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（16） アンケートの結果によりけりだと思いますけれども、見直しのポイントみたいなものは、今までの会議で何か見通せてきているのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

答（こども育成） 今後の計画の策定につきましては、これから会議を開催して、皆様の御意見、それからアンケートでのニーズ調査の結果を踏まえて検討していく内容になってまいりますので、現時点で、その内容についてお答えするような内容はございませんけれども、これまでの会議では、やはり、待機児童が発生している状況を何とか解消してほしいというのは、高浜市の課題というふうに理解をしております。

意（16） わかりました。課題がしっかりと解決できるように、取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

問（11） 62ページ、63ページの2款、総務費、総務管理費、職員管理費の定員適正化事業、委託料、会計年度任用職員制度導入支援業務委託料について、もう少し詳しく教えてください。

答（人事） まず、会計年度任用職員制度がどういうものかというのをちょっと簡単に御説明いたしますと、これは、平成29年5月17日に公布された、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により創設された制度で、特別職非常勤職員、それと臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、これらの職に該当しなくなった者を、平成32年4月1日に、会計年度任用職員への必要な移行を図るものでございます。

この会計年度任用職員には、フルタイムとパートタイムの2つの勤務形態があり、フルタイム者には、常勤職員と同様に給料、諸手当、旅費の支給が可能となり、パートタイム者には、報酬、費用弁償のほか、期末手当の支給が可能となるものであります。

このほかにも勤務時間や休暇、また人事評価についても、この会計年

度任用職員については、統一的な取り扱いを定めていくというものであります。

そこで、この会計年度任用職員制度が32年4月に導入されるに当たりまして、今回、この改正というのは、臨時職員や非常勤職員制度の抜本的な見直しに加えて、新たにこの会計年度任用職員制度が導入されるなど、広範囲にわたる関連条例や規則等の整備が必要となってまいります。また、この会計年度任用職員制度の運用方針等についても、各自治体でそれを決めなければならないということから、今回、この条例等の整備等も含めて適正に進めること、職員だけで進めることは非常に困難であると判断しまして、今回、この委託を導入することにいたしました。以上です。

問（11） 32年度4月から運用されるとのことですが、そちらのスケジュールはどうなっているか、教えてください。

答（人事） 今年度中に、この会計年度任用職員制度の運用方針を定めるとともに、現在、臨時職員もしくは非常勤職員の方の中で、この会計年度任用職員制度にどのように移行していくかというようなことを定めてまいります。また、この委託契約の中で、条例等の整備が必要なものについても整備を行いまして、できたら来年6月もしくは9月ごろの議会で、この条例整備案等の上程をすることを考えております。

その前の段階で、議員の皆様方には、この会計年度任用職員制度について、どういうふう到高浜市の方針としてやっていくかということをお説明をさせていただくのと合わせて、実際に今現在、臨時職員、非常勤特別職でみえる方に対しても、説明会等を開催していきたいと思っております。この会計年度任用職員については、あくまでも公募をしていかないといけないということになりますので、例えば、9月議会に条例を上程させていただきまして、御可決いただきましたら、10月から公募をスタートをして、3月までに確保して、32年4月から雇用していくというようなスケジュールになっております。

委員長 ほかに。

問（6） それでは、5点ほど、お聞かせいただきたいと思っております。

補正予算書の71ページ、小学校教育振興事業、庁用器具費が200万円計上されております。それから同じく、学校管理費の中学校維持管理事業で、修繕料が245万9,000円。それから教育振興費で、中学校教育振興事業で庁用器具費が100万円。それから3の生涯学習施設管理運営事業で、臨時職員賃金が、106万9,000円。それから、委託料として仮称ですけれども、高浜市地域交流施設運営準備業務委託料が23万5,000円計上されておりますけれども、この今の時期に庁用器具費が上がってくる理由、それからその内容、それをお聞かせ願いたいということと。

それから、臨時職員については、なぜこの時期に臨時職員を採用されるのか。

それから、地域交流施設運営準備業務委託料の23万5,000円、これの内容と、こういったところへ委託をされるのか。その辺をお聞かせください。

答（学校経営） まず、小学校教育振興事業の庁用器具費と、中学校の教育振興事業の庁用器具費でございますが、これは歳入にも上がっておりますけれども、前教育委員の神谷次男氏より御寄附をいただきましたので、小・中学校の楽器を購入するということで、300万円ほど、計上させていただきます。

次に、中学校維持管理事業の修繕料でございますが、この修繕につきましては、本年6月に実施した貯水槽の設備点検におきまして、昨年度までは対応を御検討くださいという判定だったものが、至急の措置が必要ということで、高架水槽等のアイボルトやはしごボルトが腐食して、落下のおそれがあるというようなことがありましたので、そのために緊急の修繕をするものでございます。

答（文化スポーツ） 生涯学習施設管理運営事業、まず臨時職員賃金についてでございますけれども、なぜこの時期に採用をとということでございますが、採用時期については、4月に採用を行ったもので、上半期については人事グループの予算で対応させていただき、下半期の分について、文化スポーツグループの予算として計上させていただいたものでございます。

それから委託料につきまして、内容と委託先ということでございますが、地域交流施設の供用開始、来年度4月から予定をしておりますけれども、現在、受付開始をほかの公共施設同様、3カ月前からということを考えておりますので、1月から利用受付を行ってまいりたいと考えております。そういった利用受付に向けての諸準備等々の費用ということで計上させていただいており、委託先についてはこの施設のあり方、運営主体のあり方についての地域交流施設の運営を考える会の中で検討してまいりまして、NPO法人たかはまスポーツクラブへの委託を考えております。

委員長 ほかに。

問(12) 67ページの4款1項3目、医療対策推進費、地域医療振興事業で、2億1,467万円計上されています。これ、移転新築費の補助金が2億円、利子補給補助金が1,467万円ということですが、この2億円について、豊田会から前倒しの依頼があったということなのですが、前倒しで今から10年間、2億円払っていくということでもいいのでしょうか。

答(健康推進) 移転新築費補助金につきましては、この平成30年度から、2億円ずつ、10年間にわたって豊田会へ支援をするというものでございます。

問(12) 前倒しの依頼があったということなのですが、それはいつごろ、なぜ前倒しになったのか、ちょっとそのあたりもお示してください。

答(健康推進) 総括質疑でもお答えをさせていただいておりますけれども、医療法人豊田会からは、去る7月にこの病院建設費の支払いのために、金融機関からの借入れを起こすに当たって、資金計画上、補助金の前倒しをしてほしいという打診を頂戴しております。

市といたしましては、豊田会側が、本年度から建設費の支払いが発生することを考慮いたしまして、今回の9月補正予算に計上をさせていただいたところでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第66号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第71号 平成30年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第71号の質疑を打ち切ります。

(6) 陳情第8号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(4) 陳情第8号については、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

今回、この陳情についてでありますけれども、義務教育は非常に重要なことでありまして、教職員の確保、適正配置あるいは教職員の資質向上に負うところが、非常に教育にとっては大きいと考えておりますけれども、学校現場では、子供たちの健全育成に向けて、非常に真摯に取り組んでおられると思っておりますけれども、新学習指導要領の完全実施に向けて、いじめや不登校、非行問題等、子供たちを取り巻く環境は、教育問題が多く生じてきている近ごろでありますけれども、働き方改革によりまして、教職員の業務改善を進めるために、教育の質の確保は必要であって、教職員は非常に多忙と言われておりますけれども、これを解消するためにも課題がたくさんあります。

よって、一人一人の子供たちと向き合う時間を十分に確保し、子供た

ちにきめ細かな指導するためには、定数改善計画の早期策定実施が必要であると考えられます。今後、さらなる35人以下学級編制が法制度化されることにより、学校も新たな教育課題に対応できると思い、この陳情には賛成であります。以上です。

委員長 ほかに。

意（16） 陳情の趣旨の中にも書かれておりますけれども、「一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができる」また「すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行う」、「全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられる」ということは、大変重要なことと考えておりますので、この陳情には、賛成をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（12） 陳情第8号ですが、共産党は、この陳情に出されています陳情事項、どちらも賛成をいたします。「子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられる。」ということ、憲法上でも決められて、要請されていますし、「義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1に復元すること。」それから「小人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。」この2つは、大変重要なことだと思っておりますので、この陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意（6） 私も、この陳情の定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持には賛成をさせていただきますので、大切なことですので、ぜひお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第8号についての意見を終了いたします。

(7) 陳情第9号 小中学校の全教室にエアコンの設置を求める陳情
委員長 意見を求めます。

意(4) 今回、この陳情、小中学校の全教室にエアコンの設置を求め
るということでありまして、非常にことしの夏は日本全国、非常
に温度が高くて、かなり体調を崩す児童・生徒さんがおられたことは、
大変重要な問題であると考えております。

ですので、この根本的な趣旨といたしまして、エアコンの設置を求め
るというのは、非常に重要であると考えております。

しかしながら、なかなか高浜市においては、公共施設等のこれからの
40年間を見据えていった場合です。いわゆる公共施設総合管理計画等々
と連動させ、あるいは長期財政計画等を策定して、将来を見据えながら
市政運営を行っていく必要が大変重要であり、その点のところを考え
ざるを得ないということを考慮いたしますと、この陳情の趣旨は十分理
解できるんでありますが、趣旨採択でお願いしたいと思っております。

委員長 ほかに。

意(16) エアコンの設置につきましては、賛成です。私どもも賛同し
まして、市長に陳情書を出しているわけですが、この、ただ趣
旨の内容が少し異なりますので、趣旨採択でお願いいたします。(訂正
後述あり)

委員長 ほかに。

意(12) これは、お母さん方が約1カ月余りで、猛暑とも酷暑とも言
われることしの暑さの中で、思い余って署名を集めたものだと思うんで
すね。子供の命と健康を守るために署名を集めたものだと。

それで、高温で湿度の高い教室では、体調を悪くしたり、熱中症にな
る確率が高くなるということがとても心配ということと、アトピーのある子な
んかは、汗でかきむしったりして、下着に血がにじんだりします。給食
も、食欲が落ちたりします。

文科省のほうでも、学校環境衛生基準の一部改正ということで、17度
以上、28度以下という基準も見直しました。こういう、子供を取り巻く

気象環境の変化で、エアコン設置というのは全国に広がっていますし、家庭でも9割の家庭が、エアコン設置がされているというふうに言われています。

文科省の調査でも49.6%、非常に低いんですが、その後、西三河でも続々と設置の記事が新聞紙上でも載りました。高浜市でもぜひ設置してほしいと思うんですが、私も設置してほしいと思うんですが、先ほど公共施設、これからの40年、市政運営を行うためにというお話がありましたが、市政運営を行っていく担い手というのは、今の子供たちであると思うんですね。そのためにも、やはり子供たちの命と健康を守るためにも、このエアコン設置は必要だと思いますので、この陳情には賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意（16） 私の先ほどの発言の中で、市長に陳情書を出したと言いましたけれども、要望書ということですので、訂正させていただきたいと思います。お願いいたします。

意（6） 私も、この陳情には趣旨採択でお願いしたいと思います。なぜかといいますと、私どものほうも、先ほど16番委員が言われましたように、各党派で市長にぜひエアコンをつけていただきたいという要望書を出させていただいております。

その中で、市長のほうからも、一度にというのはなかなか難しいかもしれないが、言われることは十分理解できるのでということで、前向きな答弁をいただいておりますので、私はこの陳情については、趣旨採択で臨みたいと思います。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第9号についての意見を終了いたします。

(8) 陳情第10号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める
陳情

委員長 意見を求めます。

意(11) 陳情第10号、国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情ですが、市政クラブを代表して発言させていただきます。こちらは趣旨採択でお願いしたいと思います。

こちら、陳情事項として「①父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充すること」、「②国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図ること」とありますが、平成22年度から、公立高校の無償化が実施されております。それに伴い、私立高校生も授業料に充てる就学支援金が所得基準により支給されています。こうした私学への助成は、私学であっても公教育の必要を担う存在という捉え方から行われているものと考えられます。

また、陳情書の中にあるとおり、私学関係予算は、高校生以下についても約1億円増となるなど、必要に応じた措置がとられています。現在、国の財政状況が大変厳しい中にありますので、さらなる拡充・充実には限界があると感じております。しかし、陳情の趣旨は十分理解できますので、趣旨採択でお願いいたします。

委員長 ほかに。

意(16) 先だって、中日新聞に掲載されておりましたけれども、経済協力開発機構、OECDが11日に、小学校から大学までに相当する教育機関に対する公的支出状況などを調査しました結果を公表しております。

これによりますと、2015年の加盟国の国内総生産、GDPに占める支出割合を見ますと、日本は2.9%ということで、比較可能な34カ国中で、前年に引き続き最も低かったと。この公的支出の割合が最も高かったのは、ノルウェーの6.3%、フィンランドが5.6%、アイスランドが5.5%、ベルギーが5.4%ということで、日本の子供に係る学校関連の費用の増額ですけれども、小学校から大学までで1人当たり1万2,120ドルというこ

とで、各国平均の1万391ドルをかなり上回っているということで、教育費が比較的高いのに、公的支出の割合が少ないということで、家庭の負担が重くなっているというようなことが掲載されておりました。このようなことから、この陳情には賛成をさせていただきたいと思います。

委員長 ほかに。

意（12） 陳情第10号ですが、国の私学助成を、意見書を求める陳情なんです、年収910万円以下が無償化され、それ以上の家庭でも年間12万円の学費で通うことのできる公立高校と、初年度納付金で約65万円、これ平均なんです、学費を負担しなければならない私立高校との学費負担の格差はあまりにも大きくて、こういう学費の心配をせずに私学を選んでいくことができないような状況になっています。

私学も公立と同じ公教育ですので、学費の公私格差是正、教育の公平は、全ての子どもと父母の切実な願いであって、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は、喫緊の課題となっていますので、以上のようなことから、国の私学助成に関するこの意見書の提出を求める陳情には、賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意（6） 私も、この陳情第10号には、賛成の立場で意見を言わせていただきます。やっぱり私学のほうもなかなか大変ですので、ぜひやっぱり、国の私学助成の拡充は大切な話だと思いますので、ぜひ、賛成をしたいと思います。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第10号についての意見を終了いたします。

（9） 陳情第11号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求

める陳情

委員長 意見を求めます。

意（11） 陳情第11号、愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書ですが、こちらでも市政クラブを代表して、意見を言わせていただきます。

こちらでも趣旨採択であります。陳情事項の要旨として「『教育の公平』を実現し、『私学選択の自由』を確保するために、授業料助成と入学金助成を一層拡充するとともに、経常費助成についても国から財政措置がなされる『国基準単価』を土台に、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施すること」とあります。

こちら、私立高校の授業料補助制度は、十分であるとは言いませんが実施されております。愛知県では、県立高校を2校受験できます。経済的な理由であるならば、自分のレベルにあった学校も選択できると考えます。

また、私立高校の持つ風土や教育方針・設備・施設・授業内容・部活動等のよさを選択したものであれば、その代償は、費用であると考えざるを得ません。

また、県の財政も大変厳しい中でありますので、さらなる助成の拡充施策を実施することは難しいと思います。しかし、私立高校の置かれている厳しい状況も十分理解できますので、趣旨採択でお願いいたします。委員長 ほかに。

意（16） 先ほど述べさせていただきました理由で、家庭の負担が重いということがありますので、この陳情にも賛成をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（12） 陳情第11号の、県の私学助成の拡充に関する関係ですが、県内では3人に1人が私学に通っており、私学も公立と同じ公教育の場として重要な役割を果たしています。昨年度から「高校選択の自由を広げる」ということを理由に、「三河部を一区に」「尾張部で共通校を増やす」など公立高校の入試制度が大幅に見直されましたが、高校選択の自由をいうならば、まず、学費の公私格差を解消して、学費の心配をせず

に私学を選択する自由が保障されなければなりません。

「私学も無償に」は、今や大きな潮流になっています。愛知県では、年収350万円以下の授業料無償化は実現していますが、所得の中間層において学費の大きな負担が残っており、その結果、私学入学者の多くが不本意入学となり、愛知の公私両輪体制は極めていびつな状態になっています。

「私学助成の充実」は愛知県の最重点施策であり、「教育に公平を」
「私学も無償に」は、私学関係者に限らず、全ての子どもと父母にとって切実な課題になっています。以上のような理由で賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意（6） 私も先ほどの陳情第10号と一緒に、この陳情第11号にも賛成をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第11号についての意見を終了いたします。

（10） 陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（11） 陳情第12号、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情ですが、こちらは反対させていただきます。こちら、市政クラブを代表して発言させていただきます。

これ、反対としては、現行の市町村独自の授業料助成を拡充してくださいとの内容についてですが、私立高等学校等授業料補助事業は、各市

町村で実施されています。高浜市においても、所得制限はありますが、近隣市と比較しても、高浜市の2万4,000円という補助額は、西三河9市の中でも、手厚いものとなっていると考えます。

さらに、平成22年度から公立高校の無償化が実施され、私立高校生には国からの就学支援金が支給されたことにより、独自助成を削減・廃止する自治体もある中、高浜市は現行制度を維持しております。このようなことから、現状のままでよいと考えますので、この陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意(16) 高浜市の場合は、既に授業料の助成については、実施をされております。しかしながら、この趣旨につきましてもは理解できますので、趣旨採択とさせていただきたいと思えます。

委員長 ほかに。

意(12) 陳情第12号の私立高校生の父母負担を軽減しという、学費の公私格差を是正するためという問題ですが、愛知県においては、国の就学支援金の加算分を活用することで、授業料については、甲ランク、年収350万円以下が実質無償化され、乙Ⅰランク、年収350～610万円は3分の2、乙Ⅱランク、年収610～840万円は2分の1が助成されるようになりました。しかし、私学の初年度納付金は約64万円を超えているのに対して、公立高校では年収910万円までは無償で、それ以上の所得層でも年間12万円の負担で済み、入学金も含め大きな公私格差が残っています。すべての子どもが親の所得にかかわらず、等しく教育を受ける権利を保障するために、父母負担の公私格差をなくし教育の公平をはかることは、これから高校選択を考える全ての子どもたちとその父母、そして地域を支える市民にとって切実な願いだと思えます。

調べてみたんですが、知立・碧南・高浜、高浜はちょっと人口が少ないんですが、知立が442件、助成を受けてみえるんですね。569万4,000円。碧南が275名で367万9,008円。高浜が117万8,550円ということで、75件なんですが、高浜は2万4,000円、所得制限があるよと言われましたが、よその市でも、いろいろこうあっても、それぐらい助成を受けているんで

すね。これから考えると、高浜は人口の割に助成を受けている方、ちょっと少ないんではないかっていう気がいたします。

ぜひ、この陳情に賛成をして、私学助成の拡充をしていきたいと思っています。ですから陳情第12号は賛同いたします。

委員長 ほかに。

意（6） この陳情の趣旨は理解できますので、私もこの陳情については、趣旨採択をお願いいたします。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第12号についての意見を終了いたします。

以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

（1）議案第61号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

（2）議案第64号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

（3）議案第65号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基

準を定める条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(4) 議案第66号 平成30年度高浜市一般会計補正予算(第4回)

挙手多数により原案可決

(5) 議案第71号 平成30年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

委員長 引き続き、陳情第9号から陳情第12号までについて、趣旨採択との御意見がありましたので、採決にあたり趣旨採択を入れていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願ひいたします。

(6) 陳情第8号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

挙手全員により採択

(7) 陳情第9号 小中学校の全教室にエアコンの設置を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

(8) 陳情第10号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

過半数に至らず

(9) 陳情第11号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

過半数に至らず

(10) 陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

過半数に至らず

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願って、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前11時20分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長